

認証業者が満たすべき基準

(1) 原料等の基準の策定

飼料の原料として受け入れる UC オイルについて、以下に掲げる基準が策定されていること。

- ① 排出事業者から供給される UC オイルであること。
- ② 異物及び鉱物油等、食用油以外のものが混入しないよう取り扱われたものであること。
- ③ 専用の保管場所で保管されたものであること。
- ④ 清浄な蓋付き容器に保管されたものであること。
- ⑤ 産業廃棄物管理票その他の記録により、排出元が特定されたものであること。
- ⑥ その他、飼料としての安全性を確保するために必要な措置を施したものであること。

(2) 原料等の基準の遵守状況の確認

- ① 回収業者と再生業者の間で (1) の基準を満たす契約の締結が行われていること。
- ② 排出事業者と回収業者の間及び回収業者と再生業者の間の流通過程について定期的に確認し、その結果が記録されていること。

(3) 飼料等の製造に関する指針

- ① 以下に掲げる内容を含む工程管理基準書が作成されていること。
 - ア 原料の受入れ基準 (UC オイルの受入れ元、性状、容器の専用化の状況等、飼料用とそれ以外用の分別手段、受入記録、記録の保存)
 - イ UC オイルの再生基準 (UC オイルの分別基準及び分別手段、精製タンクへの収納、精製方法、不溶性不純物の管理、トレーサビリティを確保した精製記録とその保存)
 - ウ 製品の出荷基準 (表示、出荷容器の専用化、性状等、出荷記録とその保存)
 - エ 施設・設備、用具、洗浄用薬剤等の基準 (設備等の専用化、衛生管理、保守管理、管理記録とその保存)

オ 製造管理者による管理基準（原料受入れ、精製、出荷、設備点検に関する指示・点検等、管理記録とその保存）

② 以下に掲げる内容を含む品質管理基準書が作成されていること

ア 検体の採取（採取場所、採取量、採取頻度等）

イ 試験方法

ウ 試験結果の判定

エ 品質管理者による管理基準

(4) 製造管理責任者及び品質管理責任者の設置

ア 事業場ごとに UC オイルの再生に関する知識を有する者を製造管理責任者として設置していること。

イ 事業場ごとに UC オイルの品質に関する知識を有する者を品質管理責任者として設置していること。

ウ 製造管理責任者と品質管理責任者は、兼務していないことが望ましい。

(5) 製造管理責任者の業務

① 以下に掲げる内容を含む製造に関する手順書を定めること。

ア 原料の受入れ基準

イ UC オイルの再生基準

ウ 製品の出荷基準

エ 施設・設備、用具、薬剤等の管理基準

② 製造管理責任者又は指定した者に手順書に基づく業務を行わせること。

③ 手順書に基づき製造管理が適切に行われていることを確認すること。

④ 飼料安全法に基づく帳簿類を 8 年間保存すること。

(6) 品質管理責任者の業務

① 品質管理責任者又は指定した者は、以下に掲げる業務を実施すること。

ア 原料及び製品の検体採取並びにその記録

イ 定期的な検体の試験及びその記録

ウ 検体の保管

エ 試験機器等の点検・整備及びその記録（自社試験の場合）

オ その他必要な事項

② 試験結果の判定を行い、製造管理責任者に文書で通知し、異常が認められた場合は FAMIC に連絡すること。

③ 試験結果に関する記録を作成の日から原則として2年間以上保存すること。

(7) 輸送、保管及び危機管理対応等に関する手順書並びに連絡先リストの作成
輸送、保管、危機管理対応、苦情処理、回収処理、自己点検及び教育訓練に関する手順書が作成されていること。また、飼料の安全に関する問題が生じた時のために、原料の供給元及び製品の販売先等の連絡先リストが作成されていること。

(8) 輸送及び保管

有害物質等の混入を防止するため、製品等の輸送及び保管に関する手順書に基づき製品の輸送及び保管を行うこと。

(9) 危機管理対応

容器、機器の故障等により、製品に有害物質等の混入又はその恐れがある等の異常があった時は、速やかに危機管理対応マニュアルに基づき、次に掲げる業務を行うこと。

① 製品の販売先及び原料の供給元等に対して、速やかに異常が発生した旨を通知すること。

② 異常発生の原因を究明し、製造管理及び品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じること。

③ 異常が認められた UC オイル及び製品を適切に処分すること。

④ 異常の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した危機管理対応記録を作成し、作成の日から原則として2年間以上保存すること。

(10) 苦情処理

製品の販売先等から製品に含まれる有害物質等に関する苦情があった時は、速やかに苦情処理に関する手順書に基づき、次に掲げる業務を行うこと。

① 苦情に関する事項の原因を究明し、製造管理及び品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じること。

② 苦情の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した苦情処理対応記録を作成し、作成の日から原則として2年間以上保存すること。

(11) 回収処理

製造した製品に含まれる有害物質等が基準値を超える等の理由により回収を行う時は、速やかに回収処理に関する手順書に基づき、次に掲げる業務を行うこと。

- ① 回収する製品の名称、製造（ロット）番号及び回収方法等を販売先等に連絡し、他の製品への混入が起きないように留意しながら輸送及び保管を行うこと。
- ② 回収に至った原因を究明し、製造管理及び品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じること。
- ③ 回収した製品を適切に処分すること。
- ④ 回収及び処分の内容、原因究明の結果並びに改善措置を記載した回収処分記録を作成し、作成の日から原則として2年間以上保存すること。
- ⑤ 回収を行った場合は、原則として回収の理由及びその内容について、FAMICを通じて農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告すること。

(12) 自己点検

自己点検に関する手順書に基づき、次に掲げる業務を行うこと。

- ① 当該事業場における製品の製造管理及び品質管理の実施状況について、定期的に自己点検を行うこと。
- ② 自己点検の結果の記録を作成し、作成の日から原則として2年間以上保存すること。

(13) 教育訓練

- ① 教育訓練に関する手順書に基づき、次に掲げる研修会等を利用するなどにより、製造管理及び品質管理に必要な教育訓練を行うこと。

ア 関係団体が実施する研修会

イ FAMICが実施する研修会

ウ 農林水産省が発出する法令等の説明会

エ その他（ISO等の品質マネジメントに関する研修会等）

- ② 教育訓練の実施記録を作成し、作成の日から原則として2年間以上保存すること。